

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：岡崎市ぬかたブランド協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

千万町棚田

範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 令和11年度まで千万町棚田における中山間地域等直接支払交付金に係る現状の耕作面積5.6haを維持する。
- ・担い手の確保
 - 令和11年度まで、千万町棚田の保全活動に取り組む「おたすけ隊」の人数について、現状で有効に機能できている18人以上を維持する。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 令和11年度までに除草作業の省力化を図るため、新たに自走式傾斜刈機の有効活用を実施する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農作物の供給の促進
 - 品質向上を図ると共にブランド化の手法を検討し、棚田で収穫した米をプレミアム米としての年間1.5t販売を継続する。
- ・自然環境の保全・活用
 - 令和11年度までに千万町棚田地域における鳥獣被害面積12.6a（被害額12万円）を減少させる。
- ・伝統文化の継承
 - 主に都市部住民を対象とした棚田のわらを使ったしめ縄作り体験、棚田米を使用した体験イベント等を年2回以上開催する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 令和11年度までに、棚田ウォーキングとミネアサヒ五平餅作り体験イベント等都市部住民との交流イベントを開催し、年間の参加者を20人以上を確保する。
- ・さまざまな業種との連携による地域振興
 - 農業以外の業種との連携により、棚田の活用やPR方法について引き続き検討し実施することで、棚田地域の更なる振興を図る。
- ・地域間交流拠点を利用した地域振興
 - 既設及び新たに整備が予定されている地域間交流拠点等を活用し、

持続可能な地域振興活動を行うとともに、都市部住民との交流を促進し、地域活力の維持・向上を目指す。

3 計画期間

認定の月～令和11年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 中山間地域等直接支払交付金を活用し、集落戦略を作成し、耕作放棄地の発生の防止を引き続き行う。
- ・担い手の確保
 - 「おたすけ隊」に地域住民以外を含めて積極的に勧誘し、現状の18人、またはそれ以上とすることで、千万町棚田の保全活動に取り組む担い手を引き続き確保する。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 新たに自走式傾斜刈機の有効活用を実施することで、除草作業の省力化を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 棚田で収穫した米をプレミアム米としてのブランド化を推進する。
- ・自然環境の保全・活用
 - 新たな侵入防止柵や檻の設置・補修並びに設置物の定期的な見回りを実施することで、鳥獣被害対策を推進する。
- ・伝統文化の継承
 - 主に都市部住民を対象とした棚田米の稲わらを使ったしめ縄作り体験、棚田米を使用した体験イベントを年2回以上開催することで伝統文化の継承を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - イベントを通じて都市部住民を誘客するとともに、千万町棚田地区に自生している九輪草をはじめとする希少な湿地植物を棚田に隣接する湿地へ補植すること及び、棚田に生息している準絶滅危惧種アカハライモリ等の希少な生物の生息する環境を整備保全することで、都市部住民が「訪れてみたい」と感じる、棚田を中心とした複合的な魅力ある環境整備を図る。
- ・さまざまな業種との連携による地域振興

- 岡崎市ぬかたブランド協議会の構成員を始めとした、さまざまな業種との連携により、棚田の活用やPR方法について検討し実施することで、棚田地域の振興を図る。
- ・地域間交流拠点を利用した地域振興
 - 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）により整備された地域間交流拠点を活用し、都市部住民との交流を促進し、地域活力の維持向上を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

岡崎市ぬかたブランド協議会は岡崎市、農業者、農林業者団体、農業協同組合、商工業団体、学識経験者、地域住民で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

- ・定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体の連携（別添3のとおり）
- ・活性化計画（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」（平成十九年法律第四十八号）第7条第1項の規定によるもの）の区域（別添4、5のとおり）
- ・活性化に係る目標の達成状況の評価
 目標の達成状況の評価については、毎年度、岡崎市農業振興ビジョン推進委員会（市付属機関、委員：学識経験者・農業委員長・JA組合長・土地改良連合会長・女性農業団体・市民公募）において、進捗状況について検証するとともに、活性化計画終了後の翌年度に、最終評価を行い、その結果を公表する

7 総論

前回計画において定量目標は達成したが、高齢化の進行は進み、定量目標の大幅な増加を見込むことが不透明な状況となっている。

移住者もあったものの、それを上回る高齢化による労働可能人口の減少もあり、全体的な労働力の減少が生じているという厳しい状況がある。

そのような状況において、今回の計画においてはこうした地域の現状に即し、地域住民が過剰な負担を負わず、そのうえで現状の良好な棚田環境を失わないこと及び千万町棚田の価値や魅力に対する集落外への訴求力の向上を見込めるうえでの現実的な定量目標値として設定した。そのうえで現実に行進する高齢化への対応として、イベント時等に学生ボランティア等との意見交換の機会を設けたり、他の指定棚田地域との情報交換の機会等を設ける。

なお、今回定める定量目標はそれを上限とするものではなく、可能な限り目標値以上を目指すものである。

またミツマタ関連の事項など前回では実施できたが、昨今の温暖化等自然環境変化要因が考えられるために現在では実施の難しくなった事項についての見直しを行い、現状に即した新たな計画を加えた。それらについては過去の定量目標が存在せず、現時点では過去を踏まえた具体的な定量目標の設定が困難と考えられるものもある。